

私のひと言

「白虎隊に思う」

穏やかな正月を迎えられた町民のみなさんは、この正月をどのようにお過ごしだったでしょうか。

今年の正月は本当にのんびりと過ぎて頂きました。

T V 三昧の日々のなか、1月6日、7日放送の「白虎隊」を見て、ドラマに登場した多くの若者の言葉や立ち居振る舞いに感心させられたことを今回、書いてみたいと思います。

ご存じのように、会津藩の子どもたちは10歳になると、藩校日新館に入学するきまりがあり、会津の武士の子ども達は、このようにしなければならぬという心構えを教わったことは有名な話です。お互いに約束を決め、その約束には絶対をむかさないよう努力をしたといえます。その約束が、「年長者の言うことにそむいてはなりません。」で始まる七つの掟であり、「ならぬことはならぬものです」で締めくくられている「什の掟」です。

あえて、今、何故この話題かと言えば、ある本を昨年末に読んでいたことにも起因しております。本の名は「日新館童子訓」（松平容鎮著）。会津若松市の県立博物館で昨年秋に開催された「徳川將軍家と会津松平家展」を訪れた際購入したこの本の内容が、まさにドラマで忠実に演じられていました。

会津藩の子どもの教育には、平成の今から見ても瞳目に値する新しさを見出すことができます。それは、自分を生んでくれた親の恩、人間としての基本倫理を教えてくれる教師への恩、そして平穏な生活を送れる社会への恩、この三恩に報い、さらに父母、年長者への礼儀、友人との信義、弱者を助け、郷土を愛する切実な若者の思いであり、そういったものが伝わってくる、素晴らしいドラマであり、本でもありました。

子どものいじめ、虐待などの人間性のかけらもない悲しいニュースを連日、新聞、テレビで見ると、会津藩の子どもの教育が現代にも必要不可欠ではないかと考えさせられました。現代人が見失いつつある、人間本来のやさしさと愛情に裏付けされた当時の会津藩の時代に戻るべくもありませんが、人は先人に学び、少しでも近づくことはできるのではないかと思っているし、近づく努力をすべきだと考えております。



矢吹町長
野崎 吉郎

● 申告相談日程表

月	日	曜	対 象 地 区
2	火		公的年金等受給者
	水		公的年金等受給者
	木		公的年金等受給者
	金		谷中・天開・沢尻・奉行塚・三城目
	月		本城館・陣ヶ岡・中沖・白山・東川原・中丸
	ii 火		牡丹平・花の里・寺の前・丸の内・諏訪の前・前田・上宮崎・下宮崎・東堤・貝の久保・神の内・堤
	i 水		神田東・神田西・神田南・明新上・明新中・明新下・明新東・明新原・明新西・中野目東・中野目西
	木		寺内・寺内南・平鉢・根宿・寺内東
	金		中畑南・大久保・中畑
	鶴 月		弥栄・東長峰・西長峰・鍋内・寺内西・文京町
鶴 火		松房・五本松・諏訪清水・上敷面・松倉・住吉・上の前・前久保	
鶴 水		一本木・滝八幡	
3	1 木		東郷・花咲・大池
	2 金		八幡町
	5 月		大町・北町
	6 火		舘沢・赤沢・井戸尻・川原・大和内・北浦・堰の上
	7 水		南町・子八清水・田内・東の内・本郷町・境町・馬場・田町
	8 木		曙町・善郷内
	9 金		小松
	月		中町
	火		新町
	水		本町
木		予備日	

● 受付時間 午前9時～11時30分
午後1時～4時

● 申告が必要な方
平成19年1月1日現在で矢吹町に住所があり、平成18年中に収入があった次のような方。
● 事業（営業・農業）所得や不動産所得がある方。
● 2ヶ所以上から給与を受けている、または給与のほかに収入がある方。
● 年末調整を受けていない（年の途中で退職した等）方。
● 収入がない方で親族等の扶養にならない方。
※ 申告が必要と思われる方には事前に案内書を送付しますが、案内書が送付されない方も所得がある場合はご相談ください。

申告時に持参する書類

● 収入に関するもの
① 事業（営業・農業）・・・帳簿、収入のわかる明細書など、事業に要した経費のわかる書類、領収書など。
② 給与、公的年金・・・源泉徴収票
● 控除に関するもの
① 各種保険料控除・・・領収書、控除証明書（生命保険、損害保険、個人年金、国民年金）
※ 国民年金については証明書の添付、または提示が義務付けられました。
② 障害者控除・・・障害者手帳、障害者控除対象者認定書
③ 医療費控除・・・領収書（給付を受けた場合は金額のわかる書類）
④ 住宅取得控除・・・契約書の写し、住民票の写し、借入金（年末残高証明書、登記簿謄本等）

● 書類が不足していると申告相談の受け付けができませんので、お忘れのないようお願いします。

※ 問い合わせ先
① 白河税務署
☎（22）71113
② 税務課 税務係
☎（42）21111（内線221、226）

● 2月13日(火)から始まります

所得税 住民税 申告相談

会場は 役場2階 大会議室